

会員 /

SECRETARIA 入会申込書

日本情報コンサルタンツ株式会社 行

当社は裏面記載の会員規約を承諾の上、下記のとおり入会を申し込みます。

平成 年 月 日

ふりがな					
会社名					
所在地	〒				
電話番号			F A X		
携帯電話			e-mail		
代表者	ふりがな			役職名	
	氏名			生年月日	年 月 日生
	住所	〒			
	電話番号		自宅FAX		
業種	業	資本金	万円	従業員	
事業項目					
URL					
ふりがな社員名					
依頼業務	会員別	A会員（一般秘書）【入会金 15,000円 月会費 15,000円】 B会員（総務秘書）【入会金 30,000円 月会費 30,000円】			
	オプション	携帯電話呼出（¥3,000） F A X 報告（¥3,000） e-mail呼出（¥4,000） e-mail報告（¥4,000） 24時間FAX専用番号（¥5,000） 自動転送（¥3,000） B会員の方のみお申し込みいただけます オペレーター転送（¥4,000） B会員の方のみお申し込みいただけます その他（ ）			
	応対上の留意点、ご希望等				
紹介者名					

表記の金額は消費税別で記してあります。

平成 年 月 日入会

セグレタリア会員規約（A・B会員）

（総則）

第1条 セグレタリアは、日本情報コンサルタンツ株式会社がメンバーシップで運営する総合秘書システムの名称で、主に次の業務を行う。

- 1 一般秘書サービス（A会員）
電話等による秘書代行サービス（所在地は利用しない。）
- 2 総務秘書サービス（B会員）
セグレタリアの所在地（港区南青山）に本社、本部または支店等を置いてセグレタリアの秘書サービスを利用するもの（事務所代行業務）
- 3 テレマーケティング業務（別途契約）
- 4 通販等の受付業務（別途契約）

（会員）

- 第2条 1 セグレタリアの会員は、所定の申込書を日本情報コンサルタンツ株式会社宛に提出し、同社の承諾を得て別に定める業務開始準備金（入会金）及び1月分の業務代行手数料（以下会費という）を前納した後に会員になる。
- 2 申込者が公序良俗に反する業務、違法の業務を行う場合には契約をしない。

（期間）

第3条 会員の期間は入会日より1ヵ年とし、期間満了日の1ヶ月前までにいづれか一方から異議がない場合には自動的に更新する。

（営業時間）

第4条 セグレタリアの営業時間は、平日は午前9時から午後6時までとし、土日祝祭日は休日とする。

（会費）

第5条 月会費及びオプション料金等は前月末日までに翌月分を下記の銀行指定口座に振り込むものとする。この場合の振込手数料は会員の負担とする。また、公租公課、物価等の変動、会員の業務等の状況により月会費が不当となったときは、セグレタリアは契約期間中でも料金の改定をすることができる。

りそな銀行 渋谷支店 普通 7854456 / 三菱東京UFJ銀行 青山通支店 普通 1352770
みずほ銀行 青山支店 普通 2620130 / 三井住友銀行 青山支店 普通 6657181
さわやか信用金庫 六本木支店 普通 1120822
（口座名義）日本情報コンサルタンツ株式会社

（受信数）

第6条 月会費での受信件数（電話、FAX、郵便物等）が、1ヶ月120件までは会費に含まれるものとし、120件を超過した場合は、1件につき100円を会費とともに支払うものとする。（コール数限定会員は別に定める）

（通知）

第7条 会員は業務内容に追加、変更が生じた場合は、すみやかにセグレタリアに通知するものとする。

（会員種別の変更）

第8条 会員は、会員種別の変更を希望するときは、1ヶ月以前に書面またはFAXにてセグレタリアに通知しなければならない。

（退会）

第9条 会員は退会を希望するときは、1ヶ月以前に書面または口頭にて通知しなければならない。

- 会員が違法行為をなしたとき
- 会員がセグレタリアの業務の信用を著しく損なうか、損なう恐れのあるとき
- 会員が本規約に違反したとき
- 会費の納期限を越えて10日が経過したとき

のーに該当するときは、セグレタリアは契約を解除することができる。以降、セグレタリアのサービスの使用は停止終了する。

（秘密の保持）

第10条 セグレタリアは、本契約継続中はもちろん契約終了後においてもその業務上知り得た事実を第三者に漏らさない。

（責任）

第11条 セグレタリアの本契約に基づく秘書サービス業務は、電話利用による受発信の代行業務であり、セグレタリアの故意または重大な過失によらず、万一会員に損害が発生した場合において、セグレタリアは一切その責めを負わない。また、会員の業務上生じた種々のトラブルについて、セグレタリアは責めを負わない。

（不可抗力による休業）

第12条 天災地変、暴動、公権力による命令処分その他の不可抗力により、業務の遂行不可能となった場合は、その期間セグレタリア業務を中断することができる。この場合、セグレタリアはその責めを負わない。

（譲渡の制限）

第13条 会員は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡することはできない。

（管轄裁判所）

第14条 本契約に関して紛争が生じたときの管轄裁判所は、東京地方裁判所と定める。